

国政選挙前 府議などへの政治資金が対価可能性

活動費は、議員1人につき50万円です。候補者が京都府連に寄附し、それを原資として府連が各議員に交付するのです。本当に回りくどいシステムなのですが、候補者がダイレクトに議員に交付すれば、公職選挙法上は買収と言うことになりますので、京都府連から交付することとし、いわばマネーロンダリングをするのです。可笑なことですがこのシステムは相当以前からと思います。

それから衆議院議員総選挙は、各候補者が自分の選挙区の議員等に依頼し、それぞれ選対本部を編成して選挙戦を戦うのですが、だったら、府連は何もしなくてよいのかと言えば、トンでもなくバタバタいたします。府連が作業する事を目的的に列挙しますと、

・党本部へ各候補者の公認申請

・府連としての選対本部の編成（総裁遊説等、府連で対応しなければならぬ事項）、

国政選挙前に自民党京都府連から地方議員に支出される資金に関する内部文書。府連を仲介することで「マネーロンダリングをする」と記載されている

資金は、府連が「交付金」などの名目で府議、京都市議が代表を務める党支部などに支出している。府連によると、直近では衆院選直前の昨年10月初め、各50万円を口座振り込みで支払った。府連は「岸田文雄党総裁の就任を受け、党ボスターの張り替えや機関紙配布などの党勢拡大活動への原資」と説明する。

一方、2014年に府連で作成されたとみられる事務引き継ぎの内部文書によると、資金の原資は府連所属の国会議員や選挙区支部長（国政選挙の候補予定者）からの寄付金。府連を通じて文書は「い

西田会長「違法性全くなない」

自民党京都府連が国政選挙の前に党所属の府議、京都市議に支出している政治資金が選挙活動への実質的な対価となっている可能性があることが9日、府連などへの取材で分かった。府連は「正当な政治活動」と主張するが、京都新聞社が入手した府連の内部文書では、「候補者がダイレクトに議員に交付すれば公職選挙法上は買収になるので、（府連を経由した）マネーロンダリング（資金洗浄）」と明記している。識者は「当事者の認識次第では買収に当たる可能性がある」と指摘する。

内部文書「資金洗浄」明記

自民府連 買収と認識か

資料③

わばマネーロンダリングをする」とし、事実上選挙活動への対価であることをうががわせている。こうした支出が始まつたのは「相当以前から」と記している。また政治資金収支報告書によると、19年7月の参院選前にあたる18年12月～19年5月、京都選挙区の候補者である西田昌司参院議員の選挙区支部から府連に計2770万円が支出され、府連からは選挙の前後に府議や市議が代表を務める政治団体などに交付金などが支払われている。

府連会長を務める西田氏は京都新聞社の取材に対し、「政党活動としてやってやつていい。違法性は全くなない。（内部文書は）見たこともない」と疑いを否定。資金

を受け取った京都府議の1人も「資金を国政選挙で有権者の集票に使つておれば買収に当たるかもしないが、事務所費など政治活動の経費に使つており、問題はない」と語る。複数の京都市議も「選挙活動の対価」という認識はない」と述べた。政治資金問題に詳しい神戸学院大の上脇博之教授（憲法学）は「公選法が禁じる買収に当たるかどうかは資金を渡した国会議員、受け取った地方議員それぞれの認識が重要になる。内閣が買収の意図を持つて仲介していたことががうかがえれる。内部文書の記載は詳細かつ具体的で信憑性も高い」との見方を示す。（田代真也、国貞仁志）

出典：「京都新聞」2022年2月10日付